

写

事 務 連 絡

平成 28 年 12 月 28 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザが続発している地域の対応等について

今シーズン、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）について、野鳥等における確認事例が 100 件を超え、過去最多となっており、さらに、年明け以降、確認事例が増加することが懸念されているところです。昨日（27 日）開催された「鳥インフルエンザ等野鳥対策に係る専門家グループ緊急会合」（以下「緊急会合」とする）において、下記のとおり高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された野鳥等の死亡が続発している地域（参考 1 参照。以下「続発地域」とする）の検査等について、下記のとおり整理しましたので、業務の参考とされるようお願いいたします。

記

（ 1 ）続発地域における検査対応の効率化等について

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「マニュアル」とする）において、「同一地域での発生が続発している場合は、最初 10 羽程度まで検査した後は、経過確認のために一定期間ごとに検査を行い、検査個体数を減らすなどの調整を行うことがある。」（9 頁）としており、細部の運用を定めていないところです。この度、緊急会合において、続発地域においては、未発生地域の検査を優先し、検査の効率化を図る目的から、当該地域での死亡個体の回収を徹底した上で、最初の 10 羽の確定以降は、回収した 5 個体（続発している種の合計。当該地域で確定陽性のない種の死亡個体は検査することとする）のうち 1 個体を検査する等、検査機関や地域の実情を踏まえ調整を行った上で対処するという提案が

## 写

了承されました。ただし、検査機関や地域の実情も異なることから、上記はあくまでも原則とし、各事案については地域の実情に応じて個別に環境省と協議して実施するものとしします。

(参考1)高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された野鳥等の死亡が10羽以上続出している地域(平成28年12月28日現在)

- ・鹿児島県出水市 ナベヅル23羽、ヒドリガモ3羽、オナガガモ1羽、マナヅル1羽
- ・新潟県阿賀野市(瓢湖) コハクチョウ14羽、オオハクチョウ1羽
- ・茨城県水戸市(千波湖等) オオハクチョウ1羽、ユリカモメ2羽、コブハクチョウ15羽、コクチョウ2羽

### (2) 野鳥への給餌のあり方について

今シーズンの続発地域では、給餌により多数の水鳥が密集して生育している状況が確認されました。こうした地域においては、今後も高病原性鳥インフルエンザウイルスにより多数の野鳥等が死亡するリスクがあります。そのため、密集状態を回避する観点から、来シーズン以降において、給餌を中止する、または多くの野鳥を誘引しないような給餌方法への変更(猛禽類を誘引しないよう魚の給餌を中止する等)を検討する等、給餌の目的や地域の実情に応じて、給餌のあり方を見直す必要があることについて周知徹底を図るようお願いいたします。なお、現在給餌に依存している個体群の一部が感染している場合には、急に給餌を中止することにより感染個体を拡散させてしまう可能性があることから、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している期間等においては給餌を継続する必要があることに留意願います。

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担当：東岡、根上、千葉、高橋

直通：03-5521-8285